

質疑及び回答

令和 4 年 6 月 14 日付け 4 清工第 128 号で公告した高知市清掃工場電力需給に係る一般競争見積の質疑について次のとおり回答します。

番号	質疑	回答
1	過去の実績電力量（30 分値）を参考値として提示可能でしょうか。	可能です。資料「過去 3 か年度の実績電力量（30 分値）」をご覧ください。ただし、例年と違い今年度 12 月は電気の使用予定はありません。
2	電力使用月の予想需要電力量は、需要カーブが分かるレベルで事前通知可能でしょうか。	可能です。具体的な内容については協議によります。
3	電力使用月の電力は、通常月にごみ発電により電力を供給している健康増進施設「ヨネッツこうち」使用分が主体になるのでしょうか。	主体は高知市清掃工場使用分となります。
4	電力不使用とされている月に電力使用されるケースとその際の小売事業者への通知のされ方について教えて下さい。	電力不使用とされている月に電力を使用するケースは、緊急トラブル等により発電電力量が需要電力量を下回ってしまう場合です。その場合は事前通知ができません。その他のトラブル等で、発電電力量が需要電力量を下回る運転を計画して行う場合は、事前に通知することが可能です。
5	ごみ焼却設備及び発電設備のトラブルは過去に事例がありますか。（その場合、発電設備復旧まで連続で電力を使用するか、工場休止までの間のみ電力を使用するのか。）	電力を購入するに至ったトラブルの事例を別紙「過去 3 か年度に電力を購入するに至ったトラブルの状況」に記載していますのでご確認ください。また、重大なトラブル等により発電設備が使用できなくなった場合は、発電設備復旧（発電電力量が需要電力量を上回る）まで連続で電力を使用します。
6	予備線は、変電所が同じ（引込線が 2 系統）若しくは変電所が異なる予備電源のどちらになりますか。	変電所が同じ（引込線が 2 系統）の予備線となります。

番号	質疑	回答
7	<p>今回の見積りにあたっては、様式第7号の見積書の通り、未使用月について常用基本単価を調整しますが、弊社が落札した場合の実際の請求にあたっては、算出方法については基本料金単価を調整ではなく、下記の計算方法で調整することとなりますが、了承いただけますでしょうか。</p> <p><算定式></p> <p>基本料金（未使用月）＝契約電力(kW)×基本料金単価(円)×0.5(半額割引)</p>	<p>基本料金の金額は、仕様書に定める方法での算定と同額になるのであれば、ご提示の算定式でも構いません。</p>
8	<p>見積書を郵送提出する際、見積書に記載する日付に指定はありますか。</p>	<p>見積書に記載する日付は、見積書発送日としてください。</p>
9	<p>契約電力が500kW以上の場合で、契約電力を超えて使用した場合、変更の必要があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。</p>	<p>構いません。</p>
10	<p>1施設の電気料金のお支払いが複数からなることはございますか。(例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等)。ある場合は、分割後の支払金額を弊社に通知いただきます。また、分割後の請求書の発行はできまねますがよろしいでしょうか。</p>	<p>該当する件は、ありません。</p>
11	<p>地域の旧一般電気事業者において、燃料調整単価の算定の見直しが行われた場合、弊社においても同様に見直しを行う予定ですが応じていただけますか。</p>	<p>仕様書10(3)のとおり、燃料費調整単価は、四国電力株式会社が定めるものとします。四国電力株式会社の燃料費調整単価の内容が変更された場合、本件の燃料費調整単価もそれに連動して変更されます。</p>
12	<p>地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。</p>	<p>原則として契約単価の変更に応じることはできません。ただし、電力売買契約書(案)第18条に規定する場合を除きます。</p>
13	<p>契約締結後、契約書に記載が無い事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。</p>	<p>協議に応じます。</p>

14	電力売買契約書（案）第3条（契約期間）について、「契約締結日から令和5年10月1日まで」とありますが、公告の調達期間のとおり、契約期間の終了は「令和5年9月30日まで」が正しいでしょうか。	契約期間の末日は、令和5年10月1日です。令和5年9月分の計量の検針日が令和5年10月1日であるためです。なお、調達期間は、仕様書5(1)のとおり令和4年10月1日から令和5年9月30日までです。
----	--	--